

別表第1（第5条関係）

## 取扱金融機関一覧表

制度名 金融機関名	振興資金	小規模事業 資金（注1）	経営安定 資金	産業立地 促進資金	創業支援 資金（注2）	流動資産担 保資金	事業承継 特別保証 資金
みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○	○	○	○	○
りそな銀行	○	○	○	○	○	○	○
群馬銀行	○	○	○	○	○	○	○
きらぼし銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜銀行	○	○	○	○	○	○	○
山梨中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡銀行	○	○	○	○	○	○	○
阿波銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友信託銀行	○	○	○	○	○	○	○
東日本銀行	○	○	○	○	○	○	○
神奈川銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
徳島大正銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
かながわ信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
湘南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
川崎信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
さわやか信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
芝信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
西武信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
城南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
世田谷信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
多摩信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
商工組合中央金庫	○	○	○	○	○	○	○
合計	26	26	26	26	26	26	26

(注1) 小口零細対応小規模事業資金を含む。

(注2) 第31条創業支援資金において財団オーディション推薦対象者として利用できる取扱金融機関は、三菱UFJ銀行及び山梨中央銀行を除く。

## 信用保証料率一覧表

(令和6年3月15日現在)

最終的な保証料率の適用は、個別中小企業者の定性要因等を加味し、保証協会が決定するものであり、次に記載されている基本保証料率及び特別保証料率はそれぞれ標準的な保証料率である。

## (全体的な留意事項)

※事業者が定性要因等による保証料率の割引を受ける場合も、上記一覧表に記載された市補助料率を適用する。

※●は責任共有保証料率適用の場合、◎は責任共有外保証料率適用の場合を指す。

※B/Sなしは貸借対照表を作成していない者に適用される保証料率である。

※(SDGs)は、「かわさきSDGsパートナー」制度において認証を得た者(ゴールドパートナー)をいう。

※川崎市伴走支援型経営改善資金は「川崎市伴走支援型経営改善資金要綱」にて別途定める。

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合

経済産業省令(中小企業信用保険法施行規則)で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合(ただし、選択できる制度に限る。)、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおり保証料率(市補助がある場合は特別保証料率)に0.250%または0.450%を上乗せする。

## 1 基本保証料率表(年率)

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
責任共有保証料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150
責任共有外保証料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500	1.350

※責任共有保証料率:責任共有制度対象の保証料率、責任共有外保証料率:責任共有制度対象外の保証料率

## 2 特別保証料率を適用する資金

(1) 振興資金(設備強化支援資金及び事業展開・多角化資金除く)※短期継続資金含む

区分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証● (SDGs)	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
特別小口保険 扱い◎(SDGs)	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									

(2) 振興資金(設備強化支援資金)

区分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
一般保証● (SDGs)	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.337	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.113	0.288
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い◎(SDGs)	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									

※特別保証料率から、川崎市信用保証協会が最大0.200の料率引下げを行う。

(3) 振興資金(事業展開・多角化資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
一般保証● (SDGs)	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.337	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.113	0.288
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い◎(SDGs)	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(4号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(4号)(SDGs)◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									
セーフティーネット 保証(5号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
セーフティーネット 保証(5号)(SDGs)●	市補助料率	0.573									
	特別保証料率	0.192									

※セーフティネット保証(4～5号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。

※取扱期間は、令和4年4月1日以降に融資申込みをし、令和7年3月31日までに川崎市信用保証協会が保証申込みを受付けたものとする。

(4) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニを除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証 (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575
一般保証(SDGs) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.712	0.512	0.312	0.225	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288				0.225	0.288
一般保証 (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	0.190	0.175	0.155	0.135	0.115	0.000				0.115
	特別保証料率	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	1.000	0.800	0.600	0.450	1.035
一般保証(SDGs) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	1.045	0.962	0.852	0.742	0.632	0.500	0.400	0.300	0.225	0.632
	特別保証料率	0.855	0.788	0.698	0.608	0.518	0.500	0.400	0.300	0.225	0.518
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い◎(SDGs)◎	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs) ◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs) ●	市補助料率	0.573									
	特別保証料率	0.192									

※保証債務残高には、他の融資制度の保証債務残高を含む。

※セーフティネット保証(1～8号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。

## (5) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニ)・企業立地促進資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
一般保証● (SDGs)	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.337	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.113	0.288
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い(SDGs)◎	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs) ◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs) ●	市補助料率	0.573									
	特別保証料率	0.192									

※セーフティネット保証(1～8号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。

※企業立地促進資金は、セーフティネット保証(1～8号)を除く。

## (6) 小口零細対応小規模事業資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
小口零細企業保証 ◎	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.425	0.225	0.025	0.000	0.675
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675				0.500	0.675
小口零細企業保証 (SDGs)◎	市補助料率	1.650	1.500	1.350	1.200	1.012	0.762	0.562	0.362	0.250	1.012
	特別保証料率	0.550	0.500	0.450	0.400	0.338				0.250	0.338
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い(SDGs)◎	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(1～8号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(1～8号)(SDGs)◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									

※セーフティネット保証(1～8号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。

(7) 不況対策資金(5年型・10年型)・災害対策資金(激甚災害対策資金を除く)・借換支援資金(条件変更改善型借換資金を除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
震災緊急保証◎	市補助料率	0.400									
	特別保証料率	0.400									

※借換支援資金の特別保証料率は、平成23年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお適用は同資金(条件変更改善型借換資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

※セーフティネット保証(1～8号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450

※災害対策資金については令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合、市補助料率0.450～1.900、特別保証料率0.000

※災害対策資金については令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号の認定を受けた場合、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(8) 危機対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
危機関連保証◎	市補助料率	0.400									
	特別保証料率	0.400									

※令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症による場合、市補助料率0.800、特別保証料率0.000とする。

(9) 激甚災害対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
災害関係保証◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									

※令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合は、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(10) 条件変更改善型借換資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
条件変更改善型 借換保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575

※条件変更改善型借換資金の特別保証料率の適用は、同資金(借換支援資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

## (11) 企業再建資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
求償権消滅保証◎ (一般保証扱い)	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675
求償権消滅保証◎ (事業再生保険扱い)	市補助料率	1.100									
	特別保証料率	1.100									
求償権消滅保証◎ (創業関係保証扱い)	市補助料率	0.400									
	特別保証料率	0.400									
事業再生計画保証● (普通保険・無担保保 険)	市補助料率	0.340									
	特別保証料率	0.340									
事業再生計画保証◎ (特別小口保険・借換 緩和)	市補助料率	0.400									
	特別保証料率	0.400									

## (12) 流動資産担保資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
流動資産担保融資保証●	市補助料率	0.340									
	特別保証料率	0.340									

## (13) アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
創業関連保証◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.300									

※一般保証を適用する場合は基本保証料率表による。

※特別保証料率から、川崎市信用保証協会が0.300の料率引下げを行うため、利用者負担は0.000となる。

## (14) スタートアップ創出促進資金(SSS資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
スタートアップ創出 促進(SSS)保証◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									

## (15) 新製品開発・新分野進出支援資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	1.100	0.950	0.750	0.550	0.350	0.200	0.000			0.575
	特別保証料率	0.800							0.600	0.450	0.575
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									

## (16) 事業承継特別保証資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
協議会等の判断有り ※●	市補助料率	1.150	1.000	0.850	0.700	0.600	0.500	0.400	0.300	0.200
	特別保証料率	0.000								

※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター(以下、「協議会等」という。)が、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの確認が必要な項目の全てについて満たすものと判断したときは、表に定める料率を適用する。なお、中小企業信用保険法施行規則第21条の各号に定める事由に該当する場合は除く。

### 融資倍率一覧表

資 金 名	融 資 倍 率
振 興 資 金	5.0
小規模事業資金(注)	2.5
経 営 安 定 資 金	2.5
産 業 立 地 促 進 資 金	2.0
創 業 支 援 資 金	1.5
流 動 資 産 担 保 資 金	3.5
事 業 承 継 特 別 保 証 資 金	2.0

(注) 小口零細対応小規模事業資金を含む。

## 申込必要書類一覧表

制度名 書類名	振興資金	小規模事業 資金(注1)	経営安定 資金	産業立地 促進資金	創業支援 資金	流動資産 担保資金	事業承継 特別保証 資金
確定申告書 決算書	○	○	○	○	○	○	○
履歴事項全部証明書 住民票	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書	○	○	○	○(注2)	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
許認可証の写し	○	○	○	○	○	○	○
設備資金 見積書	○	○	○	○	○	○	
対象者確認 申込書			不況対策資金 ○ (第3号様式)  不況対策資金 のうち指定倒産 ○ (第4号様式)	保証なしの 場合 ○ (第8号様式)  企業立地 促進資金 ○ (第9号様式)			○ (第23号様式) (第24号様式)  ○ (第25号様式) 他行からの 借換の場合
資格認定 申込書				保証付の 場合 ○ (第6号様式)			
企業診断 申込書等	転業の場合 ○ (第12号様式) (第13号様式) (第14号様式)				○ (第12号様式) (第13号様式) (第14号様式) (注3)		
事業計画書等	事業展開・ 多角化資金 ○ (第20号様式)		借換支援資金 ○ (第5号様式)		新製品開発の 場合 ○ (第16号様式) SSS資金 ○ (第21号様式)		○ (第22号様式)
その他 必要書類	○	○	○	○	○	○	○

※申込書類は複数通必要なものもある。

※経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合（ただし、選択できる制度に限る。）、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の定めによる。

(注1) 小口零細対応小規模事業資金の申込必要書類はこれに準拠する。

(注2) 国、都道府県及び市区町村それぞれの納税証明書

(注3) 企業診断を省略する場合は各様式を金融機関に提出（金融課への提出は不要）